

水質基準に関する省令で定める水質検査項目(51項目)と基準値

平成26年4月1日施行

	項目	基準値		項目	基準値
1	一般細菌	100 CFU/ml以下	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロ酢酸	0.2 mg/l以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	30	ブromoホルム	0.09 mg/l以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	38	塩化物イオン	200 mg/l以下
13	ホル素及びその化合物	1.0 mg/l以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	40	蒸発残留物	500 mg/l以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	42	ジエオスミン	0.00001 mg/l以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	43	2-メチルイソホルネオール	0.00001 mg/l以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下
19	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	45	フェノール類	0.005 mg/l以下
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	47	PH値	5.8 以上 8.6 以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	48	味	異常でないこと
23	クロホルム	0.06 mg/l以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下	50	色度	5 度以下
25	ジブromoクロロメタン	0.1 mg/l以下	51	濁度	2 度以下
26	臭素酸	0.01 mg/l以下			

- 平成20年4月1日より、「塩素酸」が追加
- 平成21年4月1日より、「1,1-ジクロロエチレン」が削除され、「シス-1,2-ジクロロエチレン」が「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更
- 平成21年4月1日より、有機物(全有機炭素(TOC)の量)の基準値が、「5mg/l 以下」から「3mg/l 以下」に強化
- 2010年(平成22年)4月1日より水道水中のカドミウムの水質基準が0.01 mg/L以下から0.003 mg/L以下に改正されました。
- 平成26年2月4日1日より「亜硝酸態窒素」水質基準0.04 mg/L以下が追加されました。